# 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

泰阜村長宛

地方税法321条の5の2第1項の規定による特別徴収税額の納期の特例について、その要件を欠いたので届け出ます。

令和　　年　　月　　日提出

<table>
<tr><td rowspan="4">特別徴収義務者</td><td>住所又は所在地</td><td></td><td>特別徴収義務者指定番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">氏名又は法人の名称代表者氏名</td><td rowspan="3">印</td><td>法人番号又は個人番号</td><td></td></tr>
<tr><td>担当者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>納期の特例を欠いた理由</td><td colspan="2">1. 給与の支払いを受ける者が、常時10人未満でなくなったため<br>2. 納期の特例の必要がなくなったため<br>3. その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">給与の支払いを受ける者が常時10人未満で亡くなった事実</td><td>事実の発生日</td><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>現在常時勤務者数</td><td>人</td></tr>
</table>

備考

○　この届出書により、特別徴収税額の納期の特例の承認はその効力を失います。

○　提出日以前の月割額の納期限は、提出日の翌月10日です。